

# 水戸市使用料等審議会

( 第 3 回 )

令和7年10月3日(金) 午後1時30分  
水戸市役所4階 政策会議室

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 担当課ヒアリング
  - (2) その他
- 3 閉 会

(事前配布資料)

- ・水戸市使用料等審議会担当課ヒアリング日程表
- ・ヒアリング調書その1 (10月3日分)
- ・受益者負担適正化の検討の観点について

## 水戸市使用料等審議会担当課ヒアリング日程表

①令和7年10月3日(金) 午後1時30分～3時30分 政策会議室

番号	区分	名 称	課名
1	使用料	少年自然の家使用料	生涯学習課
2	使用料	ふるさと農場使用料	農政課
3	使用料	植物公園入園料	公園緑地課
4	使用料	市営住宅汚水処理場使用料	住宅政策課
5	手数料	境界確認証明書交付手数料	道路管理課

※生涯学習課は農政課のヒアリング終了まで会場に残り、関連する質問があれば回答します。

②令和7年10月10日(金) 午後1時30分～3時30分 政策会議室

番号	区分	名 称	課名
1	使用料	芸術館塔入場料	文化交流課
2	使用料	市民会館使用料	文化交流課
3	使用料	駐車場使用料(特別会計)	都市計画課
4	手数料	印鑑登録証明書交付手数料(窓口)	市民課
5	手数料	印鑑登録証明書交付手数料(コンビニ)	デジタルイノベーション課
6	手数料	住民基本台帳手数料(窓口)	市民課
7	手数料	住民基本台帳手数料(コンビニ)	デジタルイノベーション課

※文化交流課は都市計画課のヒアリング終了まで会場に残り、関連する質問があれば回答します。

※市民課とデジタルイノベーション課は同時にヒアリングを実施します。

③令和7年10月17日(金) 午後1時30分～3時30分 政策会議室

番号	区分	名 称	課名
1	使用料	自転車駐車場使用料	生活安全課
2	手数料	自転車保管手数料	生活安全課
3	使用料	老人福祉センター使用料(入浴施設)	高齢福祉課
4	使用料	体育施設使用料	体育施設整備課

## ヒアリング調書その1(10月3日分)

- |                |        |
|----------------|--------|
| 1 少年自然の家使用料    | 1 ~ 2  |
| 2 ふるさと農場使用料    | 3 ~ 4  |
| 3 植物公園入園料      | 5 ~ 6  |
| 4 市営住宅汚水処理場使用料 | 7 ~ 8  |
| 5 境界確認証明書交付手数料 | 9 ~ 10 |

## 使用料調書

使用料名	少年自然の家使用料
根拠条例等	水戸市少年自然の家条例
担当課	生涯学習課

使用料の状況				
概要及び単価等	【単価】①宿泊(市内): 幼児150円, 小中学生及び引率者300円, その他750円 ②宿泊(市外): 幼児370円, 小中学生及び引率者750円, その他1,500円 ③日帰り(市内): 幼児70円, 小中学生及び引率者150円, その他450円 ④日帰り(市外): 幼児220円, 小中学生及び引率者450円, その他1,200円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)				
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	1,964	2,906	4,307	3,059
件 数	112	133	202	149
減免の状況	1 市又は市教育委員会が使用するとき。 2 市又は市教育委員会が, 青少年の健全育 成を目的とする団体と共同で行う事業で使用す るとき。		年 度	6年度
			金額(千円)	589
			件数	46

施設運営コスト				
①運営経費(6年度決算)				
区 分	積 算 概 要	金額(千円)		
需用費	消耗品費(932), 燃料費(1,906), 印刷製本費(4), 光熱水費(8,035), 物品 等修繕料(341)	11,218		
委託料	施設管理委託料(14,014) 【内訳】: 清掃業務委託(5,214), 除草管理業務委託(1,452), ろ過装置保 守点検業務委託(1,133), ボイラー保守点検業務委託(990), 空調設備機 器保守点検業務委託(946), その他14件(4,279)	14,014		
その他の 経費	報酬(70), 報償費(12), 役務費(457), 使用料及び賃借料(4,094), 工事請負費(2,687), 原材料費(53), 公課費(12)	7,385		
計		32,617		
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く				
	4年度	5年度	6年度	金額(千円)
	593	870	995	819

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	8,100千円/人×事務職員3人=24,300千円	24,300
会計年度 任用職員 人件費	会計年度任用職員6名分	18,598
その他 (報償費)		
計		42,898

受益者負担率

$\frac{\text{6年度使用料収入額}}{\text{①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費}}$		基準
$= \frac{4,307}{32,617 + 819 + 42,898 + \square}$		50%
		5.6%
受益者 負担率 等につ いての 考察	<p>少年自然の家の主な利用団体は、小・中学校や青少年団体、スポーツ団体等であり、いずれも教育活動の一環として、宿泊学習等を実施している。未来をリードする子どもたちが、経済状況に左右されず、体験活動を体験できるよう、引き続き、現行程度の低廉な使用料を維持することが望ましいと考える。</p> <p>なお、受益者負担率が基準と乖離しているため、使用料収入の増額に向けて、新たな利用団体の獲得につながるよう、市内高等学校へのパンフレット配布など、広報活動を強化していきたい。</p>	

他市等の状況

日立市	【会瀬青少年の家】宿泊等使用料:大人(高校生以上)1泊660円, 1日220円, 小人(小中学生)1泊340円, 1日120円
ひたちなか市	類似施設なし
つくば市	【筑波ふれあいの里】宿泊使用:《市民》大人3,300円, 子供(小中学生)2,200円, 幼児(4歳以上)1,100円, 《市民以外》大人4,400円, 子供(小中学生)3,300円, 幼児(4歳以上)2,200円
宇都宮市	【宇都宮市冒険活動センター】宿泊研修棟(1泊):一般3,830円, 中学生以下1,910円, 常設テント(1泊):一般760円, 中学生以下370円, テント持込:一般370円, 中学生以下170円
前橋市	【赤城少年自然の家】宿泊:一般880円, 中学生以下320円, 休憩:一般220円, 中学生以下50円
高崎市	【観音山キャンプパーク】施設利用料金:バンガロー(1棟1泊)3,450円, オートキャンプサイト(1区画1泊)2,300円, テントサイト(1区画1泊)1,150円, パーベキュー棟(全席)1,320円
	※つくば市の【筑波ふれあいの里】は青少年教育施設ではなく、経済部所管

## 使用料調書

使用料名	ふるさと農場使用料
根拠条例等	水戸市ふるさと農場条例
担当課	農政課(ふるさと農業センター)

使用料の状況				
概要及び単価等	区画農園使用料及びガーデンセンター内の施設使用料 農園 400円/㎡・年 調理室 500円/h 研修室 400円/h			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	平成8年度の開設から改定なし			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	1,850	1,792	1,822	1,821
件 数	108	105	105	106
減免の状況	茨城県警察本部の施策として, 農業を通じて非行少年の更生を図る場合。または, 区画農場利用者が施設を利用する場合, 水戸農業公社が使用する場合。		年 度	6年度
			金額(千円)	759
			件数	70

施設運営コスト				
①運営経費(6年度決算)				
区 分	積 算 概 要	金額(千円)		
需用費	消耗品費(行事関係経費を除く) 74	850		
	燃料費(ガソリン, プロパンガス等) 31			
	光熱水費(電気, 水道) 635			
	物品等修繕料(公用車車検, 管理機器修理等) 110			
委託料	施設管理委託料 571	703		
	(内訳)清掃業務委託 439 警備業務委託 132			
	事務事業委託料 132			
	(内訳)機器保守点検 132			
その他の 経費	通信運搬費(切手, 電話) 108	867		
	手数料(し尿処理等) 26			
	火災保険料 69			
	自動車保険料 13			
	賃借料(農園敷地使用料) 642			
	原材料費(木材等) 0			
	公課費(公用車重量税) 9			
計		2,420		
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く				
	4年度	5年度	6年度	金額(千円)
	159	604	139	301

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	8,100千円/人×3人×32%=7,776千円 ※(参考)R6事務配分調査表(ふるさと農場維持管理にかかる業務分)	7,776
会計年度 任用職員 人件費	会計年度任用職員(栽培技術指導等)2人 5,453千円(報酬+交通費+市負担分共済費) 人夫(草刈り等)延べ118人 2,944千円(報酬+交通費)	8,397
その他 (報償費)		
計		16,173

受益者負担率

6年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費		50%
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1,822</span>		= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9.6%</span>
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2,420</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">301</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">16,173</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">-</span>		
受益者 負担率 等につい ての考察	<p>ふるさと農場は、国補事業により整備した貸し農場であり、栽培指導員が常駐していること、調理場などの付帯施設を有することなど、質の高いサービスを提供することを特徴としている。このため、使用料は農地のみを貸し出す市民農園より高く設定しており、他市町村と比べても高くなっている。</p> <p>貸し農園の貸出件数は121件である。これは農場全体の畑面積の91%に相当する。残る畑については、施設の有効利用を図るため、食育の場として教育ファーム(体験農場)として利用している。施設の運営コストは、現状のサービスを維持するのが難しい水準まですでに削減しており、これ以上の削減は難しい。</p>	

他市等の状況

日立市	川尻市民農園 滑川市民農園 東大沼市民農園 150円/㎡
ひたちなか市	類似施設なし
土浦市	高津農園 摩利山農園 中村西根農園 虫掛農園 175円/㎡
つくば市	類似施設なし
笠間市	生き活き菜園はなさか 349円/㎡
古河市	鳥喰農園 161円/㎡ 尾崎農園 33円/㎡
那珂市	芳野市民農園 266円/㎡ ふれあい農園 115円/㎡
神栖市	類似施設なし
宇都宮市	河内ふれあい市民農園 436円/㎡
前橋市	類似施設なし
高崎市	9か所 144円/㎡

## 使用料調書

使用料名	植物公園入園料
根拠条例等	水戸市都市公園条例
担当課	公園緑地課

使用料の状況				
概要及び単価等	植物公園への入園 1 小中学生及び本市に居住する60歳以上の者 …個:150円, 団:100円, 年:500円 2 上記以外の者 …個:300円, 団:250円, 年:1,000円 【凡例】個:個人, 団:団体(30人以上), 年:年間利用券			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増等概要)	昭和62年度の開園時から現在の料金である。 平成17年度 回数券を導入 平成21年度 市内高齢者の免除を廃止 令和元年度 回数券を廃止(販売を休止) 観賞大温室等の工事による閉鎖に伴う, 経過措置 1 小中学生及び本市に居住する60歳以上の者 個:70円, 団:50円 2 上記以外の者 個:150円, 団:120円 令和3年度 年間利用券を導入 1 小中学生及び本市に居住する60歳以上の者 500円 2 上記以外の者 1,000円 入園料の経過措置の廃止			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	7,847	6,592	7,442	7,294
件 数	38,872	32,460	36,858	36,063
減免の状況	小・中学校等の教育活動, 障害者, 児童福祉法・老人福祉法・障害者自立支援法等に規定された施設の入所者と引率者等の入園料免除		年 度	6年度
			金額(千円)	2,806
			件数	10,322

施設運営コスト					
①運営経費(6年度決算)					
区 分	積 算 概 要			金額(千円)	
需用費	消耗品費	5,419	燃料費	12,171	28,694
	光熱水費	10,378	印刷製本費	584	
委託料	植物管理	35,816	物品修繕料	142	72,085
	樹木管理	1,638	草花栽培	1,609	
	清掃	14,177	緑地保全用地下草刈	495	
	ネズミ等防除・ハチ駆除	226	警備	13,200	
その他の経費	設備保守点検等(消防設備・自家用電気工作物・浄化槽・空調)			4,924	6,493
	役務費(通信運搬費, 火災保険料, 自動車保険等)			1,639	
	旅費	91	使用料及び賃借料	1,576	
計	負担金	88	租税公課費	2,899	107,272
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く					
	4年度	5年度	6年度	金額(千円)	
	4,811	5,082	1,154	3,682	

③人件費(6年度決算ベース)

区分	積算概要		金額(千円)
職員 人件費	事務職員	8,100 千円/年 × 1.52 人	16,360
	技能労務職員	8,800 千円/年 × 0.46 人	
会計年度 任用職員 人件費	嘱託員	報酬 11,350 千円 共済費 1,526 千円	23,966
	臨時職員・臨時雇用	賃金 10,199 千円 共済費 891 千円	
その他 (報償費)			
計			40,326

受益者負担率

6年度使用料収入額	基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費	50%
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7,442</span>	
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">107,272</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3,682</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">40,326</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	= 4.9%

受益者負担率等についての考察

植栽や施設管理等のランニングコストが大きいことに加え、令和3年度の組織変更による管理範囲の増加等があり、受益者負担率は低い値となっている。運営コスト削減の努力は行っているが、安全で快適な施設運営を維持するためには、大きな経費節減は難しい。入園料については、年間利用券の導入により、家族連れの来園者が目立つようになるなど新たな入園者層の獲得につながっている。料金の値上げについては、入園者の減少が危惧されることから、現在の入園料を維持しながら、リニューアルした温室や(公社)日本植物園協会ナショナルコレクションに登録された「水戸のウメコレクション」などの新たな魅力を含めたPRを強化するとともに、こどもの教育・団体入園者の確保・芝生園を活用したイベント等に力を入れ、今後も更なる入園者数の増加につとめ、増収を図ることにより、受益者負担率を毎年増加させることを目指す。

なお、令和6年度の幼児を含む全入園者数は、52,486人である。

他市等の状況

日立市	同様の施設なし
ひたちなか市	同様の施設なし
つくば市	同様の施設なし
宇都宮市	同様の施設なし
前橋市	ぐんまフラワーパーク(リニューアル前)(【4/1~6/30】大人…個人720円, 団体580円, 【7/1~3/31】大人…個人610円, 団体500円, 年間パスポート2,000円)
高崎市	同様の施設なし
茨城県	茨城県植物園(リニューアル前)(大人…個人320円, 団体200円, 70歳以上…個人160円, 団体100円)
草津市	草津市立水生植物公園みずの森(高校・大学生…個人250円, 団体200円, 回数券1,250円, 65歳以上…個人150円, 大人…個人300円, 団体250円, 回数券1,500円, 年間パスポート…一律1,000円)
宇治市	宇治市植物公園(小人…個人300円, 団体250円, 年間入園券750円, 大人…個人600円, 団体500円, 年間入園券1,500円, 障がい者等及び介護者…市外在住・小人 個人150円, 団体120円, 市外在住・大人 個人300円, 団体250円)

## 使用料調書

使用料名	市営住宅汚水処理場使用料
根拠条例等	水戸市営住宅及び特定市営住宅条例
担当課	住宅政策課

使用料の状況				
概要及び単価等	市営見川住宅, 柳河町住宅に設置されている汚水処理場の使用料 1戸につき月額2,700円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増等概要)	各住宅建設時に電気料金やメンテナンス経費等の必要経費から計算して設定しており, その後の改定は行っていない。			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	5,653	5,331	3,161	4,715
件 数	2,165	2,092	1,244	1,834
減免の状況	なし	年 度	6年度	
		金額(千円)	-	
		件数	-	

施設運営コスト				
①運営経費(6年度決算)				
区 分	積 算 概 要	金額(千円)		
需用費	光熱水費 1,477千円 運営費等 349千円	1,826		
委託料	維持管理業務委託	3,916		
その他の経費	浄化槽法定検査手数料 (見川住宅16千円, 柳河町住宅13千円)	29		
計		5,771		
②施設修繕料(4～6年度決算の平均)※臨時的な建設事業費等は除く				
	4年度	5年度	6年度	金額(千円)
	59	683	686	476

③人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費		
会計年度 任用職員 人件費		-
その他 (報償費)	指定管理者人件費 1,500千円	1,500
計		1,500

受益者負担率

$\frac{\text{6年度使用料収入額}}{\text{①運営経費} + \text{②施設修繕料} + \text{③人件費} + \text{④公債費}}$		基準
$= \frac{3,161}{5,771 + 476 + 1,500 + \square}$		75%
		40.8%
受益者 負担率 等につい ての考察	<p>受益者負担率は40.8%であるが、汚水処理場を設置している見川住宅及び柳河町住宅の入居率は約67%であり、入居率100%の場合には、受益者負担率は60.5%となることから、使用料は現行のまま維持した上で入居率の向上に努めてまいりたい。</p>	

他市等の状況

日立市	汚水処理場なし
ひたちなか市	2,660円(1箇所), 3,090円(3箇所)
つくば市	汚水処理場使用料なし(入居者の自治会が直接費用を支払っている)
宇都宮市	汚水処理場なし
前橋市	汚水処理場なし
高崎市	汚水処理場使用料なし(入居者の自治会が直接費用を支払っている)
茨城県	汚水処理場使用料なし(入居者の自治会が直接費用を支払っている)

## 手数料調書

手数料名	境界確認証明書交付手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	道路管理課

手数料の状況				
概要及び単価等	市道等の境界確認証明書の交付手数料 1件につき 2,600円			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	昭和46年度 500→1,000円 100%増 平成17年度 1,000→2,000円 100%増 平成21年度 2,000→2,600円 30%増			
年 度	4年度	5年度	6年度	4～6年度平均
決算額(千円)	1,206	1,141	1,193	1,180
件 数	464	439	459	454
減免の状況	国又は地方公共団体が職務上必要とする申請 は免除		年 度	6年度
			金額(千円)	21
			件数	8

事務処理コスト		
①事務経費(6年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金 額(円)
消耗品 費	紙代 4枚/件 × (1,950円/箱 ÷ (500枚 × 5冊)) = 3.1円 コピー代 4枚/件 × 1.10円 = 4.4円	8
印刷 製本費		
その他の 経費	ライトバン燃料費 164円/L × 0.33h × 2.7L/h × 1.10 = 160.7	161
計		169

②人件費(6年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 72円/分 技能労務職 78円/分	申請書の審査(15分) 現地調査(20分・行政職2人)	3,960
会計年度 任用職員 人件費	29円/分 月額 172,500円	申請書の受付(5分) 証明書の作成(5分)	290
計			4,250

受益者負担率(1件当たり)

6年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2,600</span>		= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">58.8%</span>
169	+ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4,250</span>	
受益者 負担率 等につい ての考察	<p>受益者負担率は58.8%であるが、他市の事例では本市と同程度の手数料を徴収している自治体もあれば、無料の自治体もあり、バラツキがある。他市から聞き取った結果では本市の手数料は安価ではなかった。</p> <p>コスト面において、現地調査は証明内容の正確性を確保するために行うものであり、調査の人員についても、境界標間の距離測量等を行う作業のため最低2人が必要であることから、削減は困難である。</p> <p>以上のことから、現行の手数料を維持していきたい。</p>	

他市等の状況

日立市	0円
ひたちなか市	0円
つくば市	0円
宇都宮市	300円
前橋市	0円
高崎市	0円
松戸市	300円
堺市	2,000円
豊中市	900円



## 受益者負担適正化の検討の観点について

- 1 行政サービスとして受益者にどの程度の負担を求めるべきか
  - 受益者の範囲及び受益の性質から負担率の基準は適正か
  - 他のサービスと比較して適正な負担率であるか
  
- 2 受益者負担率の基準と決算ベースの値に乖離があるか
  - 乖離がある場合
    - 運営経費又は事務経費の削減を図るべきではないか
    - 利用率が低いことが原因ではないか
    - 乖離に特別の事情はないか
  
- 3 市民理解を得られる金額であるか
  - 他市、県、民間のサービスと比較して均衡が図られているか
  - サービスの受益者が納得できる金額であるか
  - 受益者以外の市民の理解を得られる金額であるか
  
- 4 以上を総合的に検討した上で料金改定を行う必要があるか
  - 改定の必要ありと判断する場合
    - どのような改定を行うべきか（改定率、改定額など）
    - 改定にあたって配慮すべき点はあるか